　　　武蔵野市ハクビシン・アライグマ対策事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、東京都が策定するアライグマ・ハクビシン防除実施計画に基づき、武蔵野市内（以下「市内」という。）に生息するハクビシン及びアライグマ（以下「対象動物」という。）の防除等の対策（以下「対策事業」という。）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1)　建造物等への侵入　対象動物による建造物（屋根の上及び床下を含む。以下同じ。）又は当該建造物が所在する敷地（以下「敷地」という。）内への侵入をいう。

　(2)　生活環境被害　対象動物による次に掲げる被害をいう。

　　ア　建造物内における足音及び鳴き声による騒音

　　イ　建造物の破損、汚損等

　　ウ　敷地内において屋外で飼養する動物への被害

　　エ　建造物内又は敷地内におけるふん尿による汚損

　　オ　敷地内の庭木の果実等への被害

（実施主体）

第３条　対策事業の実施主体は、武蔵野市（以下「市」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者に委託して実施する。

　(1)　対策事業を的確に実施できると市長が認める者であること。

　(2)　ハクビシンの捕獲及び殺処分にあたり、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第９条第７項の規定による許可証（以下「許可証」という。）の交付を受けていること。

２　前項の規定により対策事業を受託した者（以下「受託者」という。）は、第９条第２項に規定する利用者から許可証（その従業者が鳥獣保護管理法第９条第８項の規定による従事者証の交付を受けている場合にあっては、当該従事者証を含む。）の提示を求められたときは、当該書類を提示しなければならない。

　（対象者）

第４条　対策事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

　(1)　市内に存する生活環境被害を受けている建造物（以下「対象建造物」という。）又は敷地（以下「対象敷地」という。）（以下「対象建造物等」という。）を所有する者（以下「所有者」という。）

　(2)　対象建造物等に居住する者又は対象建造物等を使用する者であって、当該対象建造物等において対策事業を行うことについて所有者の許諾を得ているもの

　(3)　対象建造物等の管理の委任を受けている者であって、当該対象建造物等において対策事業を行うことについて所有者の許諾を得ているもの

　(4)　対象建造物等に居住する者及び対象建造物等を使用する者がいない場合にあっては、当該対象建造物等の近隣に居住する者であって、当該対象建造物等において対策事業を行うことについて所有者の許諾を得ているもの

　(5)　前各号に掲げる者のほか、市長が特に認める者

（対策事業の内容）

第５条　対策事業の内容は、別表第１に定めるとおりとする。

２　捕獲器の設置については、同一対象敷地内において、１回当たり２台を限度とする。

３　対策事業を実施することができる回数は、同一年度において、同一の対象建造物等につき１回までとする。だだし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（対策事業の実施場所）

第６条　対策事業を実施する場所は、対象建造物のベランダ及び屋上並びに対象敷地内とする。ただし、市長が認める場合は、対象建造物等のこれらの場所以外の場所においても実施することができる。

（費用負担）

第７条　対策事業の実施にあたり、第９条第２項に規定する利用者の費用負担は、無料とする。ただし、別表第２に定める事項に係る費用については、当該利用者の負担とする。

（申請）

第８条　対策事業の実施を希望する者は、あらかじめ電話等により環境部環境政策課にその旨を連絡したうえで、武蔵野市ハクビシン・アライグマ対策事業利用申請書（第１号様式）を市長に提出するものとする。

（決定通知）

第９条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、対策事業の実施の可否を決定し、武蔵野市ハクビシン・アライグマ対策事業利用（決定・却下）通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による対策事業の実施の決定（以下「実施決定」という。）に際して、実施決定を受けた者（以下「利用者」という。）が別表第２に定める事項を行うことを条件とするものとする。

（対策事業の実施）

第10条　市長は、実施決定をしたときは、速やかに、対策事業の実施について受託者に依頼するものとする。

（利用者の責務）

第11条　利用者は、対策事業において、別表第２に定める事項について実施するものとする。

（免責事項）

第12条　次に掲げる場合には、市は、損害を塡補する責任を負わない。

　(1)　損害が利用者の自己の責めに帰する事由によって生じたとき。

　(2)　捕獲した動物が暴れたことによる捕獲器の転倒によって損害が生じた場合等、損害について市に故意又は過失がないとき。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １　現地調査 | (1)　建造物等への侵入又は生活環境被害であるかどうかの判定を行う。  (2)　建造物等への侵入が認められる場合は、当該対象建造物等の外周から対象動物の侵入口となり得る場所を特定し、利用者に報告する。 |
| ２　利用者への助言及び指導 | (1)　対象動物の生態の説明、対象動物からの被害を受けないための適切な助言等を行う。  (2)　餌の付替え方法、対象動物を捕獲した場合の回収までの間の保管方法その他の捕獲器の管理方法について指導する。 |
| ３　捕獲器の設置 | (1)　対象建造物の外周、ベランダ又は屋上のいずれか対象動物を捕獲するのに効果的な場所に捕獲器を設置する。  (2)　捕獲器には、原則として小型の箱わなを使用する。  (3)　捕獲器の設置期間は、設置した日の翌日から２週間以内の範囲内で、対象動物が捕獲される日までとする。ただし、この期間内に対象動物が捕獲されず、かつ、利用者の希望に基づき市長が認める場合にあっては、１回に限り当 |
|  | 該期間を１週間延長することができる。  (4)　(3)の規定にかかわらず、捕獲器の設置期間の期限は、設置した日の属する年度の３月25日とする。 |
| ４　捕獲器の回収 | (1)　対象動物が捕獲された場合にあっては、利用者は速やかに受託者に連絡し、受託者は捕獲器ごと対象動物を回収する。  (2)　捕獲器の設置期間中に対象動物の捕獲の連絡がない場合にあっては、受託者は、回収予定日に捕獲器を回収する。  (3)　(2)の規定にかかわらず、捕獲器の回収の期限は、設置した日の属する年度の３月25日とする。 |
| ５　捕獲動物の処分 | 捕獲した対象動物は、動物福祉及び公衆衛生に配慮したうえ、できるだけ苦痛を与えない方法により殺処分し、動物死体を処理する施設で焼却により適切に処理する。 |

別表第２（第７条、第９条、第11条関係）

|  |
| --- |
| １　捕獲器の設置及び回収並びに捕獲された対象動物の回収時に立ち会うこと。  ２　捕獲器に付ける餌を用意し、捕獲器に設置すること。  ３　設置した捕獲器を移動させないこと。  ４　対策事業の実施について近隣へ周知するとともに、捕獲器の設置による事故防止のため、受託者が配布する注意喚起のチラシを第三者から見やすい場所に掲示すること。  ５　毎日、捕獲器を見回り、餌の状況確認等の管理を適切にすること。  ６　週１回程度、捕獲器に付けられた餌を付け替えること。  ７　動物が捕獲された場合、速やかに受託者に連絡すること。  ８　生活環境被害を受けている場合は、次に掲げる対応及び再発防止のための対策をすること。  　(1)　対象動物の侵入口を塞ぐ工事の施工等  　(2)　ふん尿の撤去及び清掃  　(3)　雑菌の消毒処理等 |